

処 分 基 準

B - g - 6
令和7年4月3日作成

法 令 名 :	警備業法
根 拠 条 項 :	第49条第1項
処 分 の 概 要 :	警備業務に係る営業の停止命令
原権者(委任先) :	愛知県公安委員会
法 令 の 定 め :	
処 分 基 準 :	別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先 :	警察本部生活安全総務課警備業係 (052-951-1611 内線3283)
備 考 :	